

会議結果報告書

令和2年12月14日

| | |
|-------|--|
| 会議の名称 | 令和2年度第5回志木市介護保険運営協議会 |
| 開催日時 | 令和2年12月14日（月）10時00分～11時30分 |
| 開催場所 | 志木市総合福祉センター 401・402室 |
| 出席委員 | 渡辺修一郎会長、中村勝義委員、西川留美加委員、金野理恵委員、宮下博委員、前田喜春委員、清水正明委員、原藤光委員 <p style="text-align: right;">（計8人）</p> |
| 欠席委員 | 佐藤陽副会長、西野博喜委員、岩崎智彦委員、尾上元彦委員、大島文枝委員 <p style="text-align: right;">（計5人）</p> |
| 説明員 | 長寿応援課 奥田和治副課長 渋谷幹彦主幹、佐藤潤子主査、斉藤久美子主査、川幡陽子主査 <p style="text-align: right;">（計5人）</p> |
| 議題 | 1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 （1）第8期計画（素案）について（資料1） （2）パブリックコメントの実施方法について（資料2） 4 その他 5 閉会 |
| 結果 | 別紙審議内容の記録による。 （傍聴者1人） |
| 事務局職員 | 的場裕行課長、奥田和治副課長、渋谷幹彦主幹、佐藤潤子主査、斉藤久美子主査、川幡陽子主査 |

審議内容の記録（審議経過、結論等）

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

（1）第8期計画（素案）について

<説明員>

前回の本会議で委員の皆様いただいた意見及び本市の事業推進担当課職員により構成された高齢者保健福祉計画等庁内検討会議を通じ、庁内各課で内容を精査し修正を加えた。

前回からの変更点は、例えば計画の表題「令和3（2021年度）～令和5（2023年度）志木市高齢者保健福祉計画第8期介護保険事業計画」のように、計画全体を通じて年表記あるいは年度表記について、元号及び西暦表記の統一を図った。表記については、縦の棒グラフはタイトルを中央に置く、横のグラフはタイトルを左詰めに捉えるなど、冊子としての全体の統一性も精査をした。2桁以上の算数字は半角、一桁の数字については全角に揃えた。内容の変更点については、前回記載していなかったが「介護保険事業の運営状況」として、給付費全体、居宅サービス、居宅介護予防サービス、地域密着型サービス、施設サービス等の実績と計画値との対比を記載した。第5章の計画を推進するための施策及び事業を記載した各論は、基本本目標1「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」の施策「高齢者あんしん相談センターの機能強化」については、前回の本会における審議等を踏まえ、3職種を含む相談体制の強化、必要な体制の確保をしていくことやセンターの統括、後方支援等の環境の整備、行政とセンターとの役割分担の明確化及び支援体制の整備、国の介護サービス情報公表システムを活用したセンターの情報発信を第8期計画期間中の方針として記載した。基本目標3「みんなが参加する生きがいとふれあいのあふれる元気なまちづくり」の施策の「ボランティア・福祉人材の育成」では、取組「アクティブシニア等社会参加支援事業」の内容に「参加団体への事前説明会の実施による積極的な働きかけ」を追記し、今後の本事業の進め方についてより具体的な記載とした。施策「認知症対策の推進」については、本会において認知症になった後の支援のみではなく、予防の視点から施策の推進もできるのではないかというご意見があった。このため、本施策のリード部分において、国の認知症施策推進大綱に基づき認知症の発症を遅らせ、認知症になっても自分らしく暮らせる社会の実現を目指すということで、その目標した。なお、認知症施策推進大綱においては、共生と予防を両輪として施策を推進していくとされ、また予防とは認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、あるいは認知症になっても進行を緩やかにするという意味であると定義されている。埼玉県においても、認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策推進計画を現在作成中だが、県の計画においては、予防を強調することは予防法が確立されていない中、認知症は誰もがなり得るものであるにも関わらず、認知症になったことが本人の努力が足りなかったからとみなされる恐れがあることも踏まえ、予防に資する取組に努めながら、共生の取組により重きを置いて作成することから、本市においてもその理念を参考に、認知症になっても、家族の方を含めて、安心して暮らし続けられるサポート体制を整えていくことに重点を置いた記載とした。なお、この素案は次の議事であるパブリックコメントにより、市民意見等を聴取する予定である。

<質疑応答>

委員) 第5章について、基本目標毎に事業と目標指標を掲げているが、目標値が単年度の数字であったり、あるいは累積の数字となっている項目もあるが。

説明員) 例えば基本目標1の重点指標は地域ケア会議により課題解決につながった事例の割合とし単年度数値の目標であるが、基本目標2はフレイルサポーター養成者数で累積数値となっている。

説明員) 基本目標4の重点指標「社会福祉法人軽減制度の実施法人数」は累積数値で、「介護給付等の適正化」は単年度数値である。

委員) 表記の説明を加えた方が、後々計画の進捗をチェックするときに誤解が少ないかではないか。また、基本目標3の「KDBデータ分析による取組数」と「フレイルチェック実施数」が記載されているが、該当する事業として掲載されているのが「地域リハビリテーション支援」である。前回会議で「地域リハビリテーション支援」も重点指標として記載されていたが、指標として抜いたのであれば、重点事業からも外すべきではないか。

説明員) 「地域リハビリテーション支援」については、重点指標及び事業として精査する。

委員) 「KDBデータ分析による取組数」の事業はどれになるのか。KDBデータは膨大なため、何を抽出して、目標とする3件から5件は、何を指しているのか。

説明員) KDBデータを用いた取組は、事業としては「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」となる。今年度から後期高齢者医療保険と介護保険制度が連携して事業を一体的に取り組むよう、県の後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施している。これまで国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険と別々にKDBシステムを使用して活用していたが、一体的に分析することで地域課題を抽出し、それに合った取組を進めていくことができる。事業内容は国から例示をされているが、生活習慣病予防、重症化予防に関することや、多重服薬者の指導、健診未受診、医療未受診者、未把握者を抽出し、早期に把握する取組等である。優先的に取り組む課題を関係課で協議の上、年度毎に実施するものである。

委員) 近隣市町村と連携して情報共有したり、2次医療圏ぐらまで広げて分析した方が効果的な場合も考えられる。

説明員) 国からも医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携が示唆されており、多重服薬者に対しての指導の取組を朝霞地区薬剤師会では始めているため、参考にしていきたい。

委員) 「社会福祉法人軽減制度」について、目標が累積で5か所となっているが、法人の数ではなく、実施する事業所数か。本文の中では参加していない法人があるとのことだが。

説明員) まず目標数値であるが法人単位である。また制度に参加している法人は、2か所である。制度の周知と参加を促していきたい。

委員) 対象となる法人は市内事業者でなくてもよいのか。

説明員) 法人本部が志木市になくても、市内に事業所がある法人であれば参加できる。

委員) 事業所単位と理解していたが、本部が他市にある場合、本部が参加しない方針ということもあるのか。

説明員) 各法人には社会的役割として依頼をしていきたい。

委員) 包括的支援事業・任意事業の実績の中で「認知症初期集中支援推進事業」と「任意事業」の令和2年度の見込みが、元年度実績と比べ急激に多くなっているが。

説明員) 令和2年度の見込み値は予算の数値を計上したもののため、数値を精査する。

議長) 成年後見制度利用支援制度が増えた等、具体的な理由はあるのか。

説明員) ご指摘いただいた以外の事業「在宅医療・介護連携推進事業」や「高齢者あんしん相談センターの運営」は固定経費が多い。「認知症初期集中支援推進事業」及び「任意事業」は、出来高払いが多い事業となっている。また「成年後見制度利用支援事業」は、利用者が1人いれば後見人への報酬助成等の支払いが発生する事業のため予算では数値に乖離が生じられると思われる。

委員) 具体的な動きが今年度あるということでないのか。

説明員) 新規事業等を令和2年度に行ったために、予算が増額したということではなく、精査前の状態としてご理解をいただきたい。

委員) 用語の解説では、どのレベルまで載せる予定か。例えば、訪問型サービスAと訪問サービスCの違い等、用語解説に入れる予定か。

説明員) 用語の解説では、専門的な用語については入れていく予定である。訪問型サービスAやC等の説明は、用語の解説に入れるものや本編に注釈として入れるもので精査していきたい。

委員) 基本目標での第8期計画で進める重点的な施策に「高齢者等実態調査において健康度や生きがい並びに社会参加の得点が高い人は、幸福度の得点も高い」とあるが、幸福感は確かに点数だが、健康度は「とても良い」から「良くない」までの4段階と得点化していない。生きがいについても「生きがいがある」とははっきり言える方と「思いつかない」という方では幸福度の得点に差があり、主観的な回答のため、得点という言葉でない方がわかりやすいと思う。程度や度合等の記述の方がよいと思う。

説明員) 精査していきたい。

委員) 「介護給付等の適正化事業」の「医療情報と突合・縦覧点検」は、KDBデータを参照していると思うが、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」に含まれるのか。含まれるなら再掲とした方がよいと思う。

説明員) 「医療情報との突合・縦覧点検」については、医療報酬との重複請求の是正に取り組むというのが主たる目的だ。

委員) 本編通じて言えるが、計画の中における再掲の記述は、目的が同じでなくても再掲になっていると思われるので、KDBデータを活用するのなら関連する事項ということになると思う。事業として同一でなくても再掲と書かれているものもあるため、統一性を持たせてはどうか。

議長) 事務局で検討し、表記の工夫ができるならばしてもらいたい。

委員) 要介護(要支援)認定者の現状の中で「年齢別認定者出現率」という表があるが、前回の資料数値と異なっているが。

説明員) 最新の数値に置き換え修正をした。

議長) 要介護(要支援)認定者の将来予測に、令和2年までの現状は別のページに掲載等記述すると参考になると思う。

(2) パブリックコメントの実施方法について

<説明員>

市の基本政策を定める計画の策定にあたっては、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、意見公募によって市民等の参加の機会を確保している。いただいたご意見については、計画に反映させるべく前向きな検討をさせていただいている。本計画の意見の募集期間は12月23日から令和3年1月22日までの31日間を予定している。

委員) 新型コロナ禍の影響がある中で、計画通りに実施できるのかという質問に対し、どう対応するのか。

説明員) 新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた質問も十分想定できる。その場合、質問の内容を一つひとつ精査し、今までの取組や新しい生活様式に基づいた事業運営、また国、県、その他関連自治体等の状況を踏まえた回答をすることになると思う。また、計画の推進にあたっては新型コロナウイルス感染症を考慮しながら進めていかなければならないと思う。

委員) 計画内の制度や事業について、新型コロナが収束していない限りは参加できないとか、利用できないとかの疑問が出てくる可能性が考えられるため、パブコメでは留意する必要があるのではないか。

議長) 他の自治体ではどのように取り扱っているか参考にしてはどうか。

説明員) 他の自治体等も参考にしながら実施できればと思う。

議長) 予測できないが、今後も新型コロナの影響は続く可能性があり、事業目標に大きく影響する可能性もあると思う。国の指針に従って計画を作っていると思うので、大差は出ないとは思いますが、予期せぬ事態に対する対応も、リスクマネジメント力の向上になると思う。施策「安全・安心の生活環境と住まいの整備」で、新型コロナウイルス感染症のことを記述しているが、PDCAサイクルの中で新型コロナ影響を考慮して実施していくことが必要だと思うが。

説明員) 「第8期計画に向けた課題の整理」の中に、主な課題として、社会情勢から見える対応課題という欄があるので、新型コロナの流行に備えた新しい生活様式による対応を加えたいと考えている。

説明員) 新型コロナウイルス感染症の関連については、国の基本指針の中でも、感染拡大に伴う対応として介護保険事業計画の中に記載が求められているため、例えば第7期計画における総括として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、課題があることを記載している。第8期計画としても、施策「安全・安心の生活環境と住まいの整備」事業展開として、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、あるいは感染拡大防止を踏まえた対応として記述していることである。介護予防の観点からの取組でも新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた事業展開をしていくことを記載している。パブリックコメントの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症のこともある程度踏まえた上で実施する必要があるかもしれないが、新型コロナウイルス感染症が強調すると意見が偏ってしまう恐れもある。実施にあたっては可能な限り平準化させたい。

委員) パブリックコメントから外れるが、新型コロナウイルスの影響により、今年度は通所介護事業者が2区分上の報酬の請求ができるようになってきている。利用者に同意書をいただく必要があるが、利用者負担も2区分上がるため、利用者から市へ質問等があるか。また、保険者で利用者負担が上がらないよう対応しているところもあると聞くため、市で助成する検討をしているのか。

説明員) そのような問い合わせは把握していない。

委員) 利用者の負担が増える場合、国も検討していて明確な部分が出ていないが、利用者やご家族はどこの方も大変な状況である。新型コロナ対策としてある程度検討していかねばならないと思う。

説明員) 報酬の請求については、本来の報酬請求体系とは異なる状態が半年以上続き、なお且つ終わりも見えない中で、国も次の報酬について、社会保障審議会で審議していることは承知している。利用者から市に対して、負担が上がることに関するご意見等はないが、報酬が上がれば利用者負担に転嫁されることは認識できるため、低所得者に関してはサービス利用料補助制度を、次計画期間中も継続する。

議長) 介護保険の事業の利用料と支出の推移は、昨年度との比較をしていると思うが、教えてもらいたい。

説明員) 第7期計画における計画費の対比を記載している

4. その他

<説明員>

次回の会議ではパブリックコメントによっていただいたご意見等を反映し、計画として確定させたいため、令和3年1月末から2月初旬の予定で開催をさせていただきたい。なお、本回の部会である地域包括支援センター検討部会は、地域包括支援センター基本方針、運営方針の審議を、書面による開催とさせていただきたい。

5. 閉 会

以上